

## 訪問看護医療情報連携加算について

在宅で療養を行っている通院が困難な利用者に対し、訪問看護ステーションの看護師（准看護師を除く）が、連携する保険医療機関等の多職種と ICT を用いて記録した診療情報等を活用し、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うことを評価する加算です。令和 8 年 6 月より新設された加算です。

### 訪問看護医療情報連携加算：1,000 円（月 1 回に限る）

#### 【施設基準】

- ①ICT による常時確認体制の構築です。通院困難な利用者の診療情報等について、電子的手段を用いて常時確認できる体制を整える必要があります。
- ②計画的管理を行うための十分な体制整備です。関係機関との平時からの連携体制を構築し、ICT 情報を活用した計画的管理ができる業務体制を整えます。
- ③施設内掲示です。連携体制を構築しているステーションであることを、施設内の見やすい場所に掲示します。
- ④ウェブサイト掲載です。施設内掲示と同じ内容を、原則としてウェブサイトに掲載することが求められます。